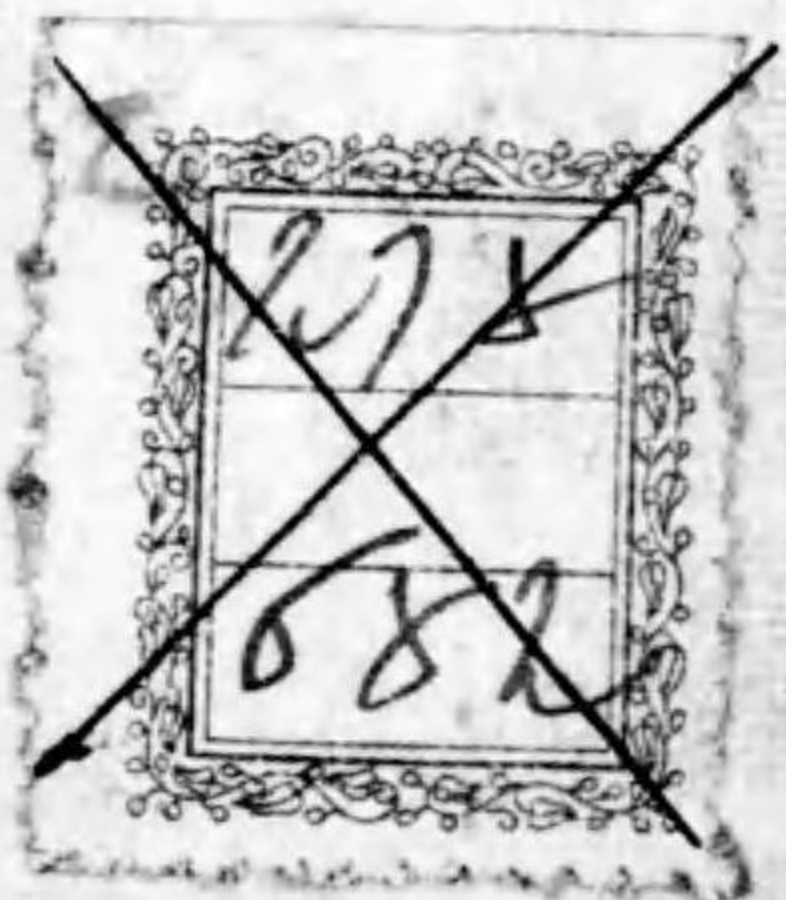


特100

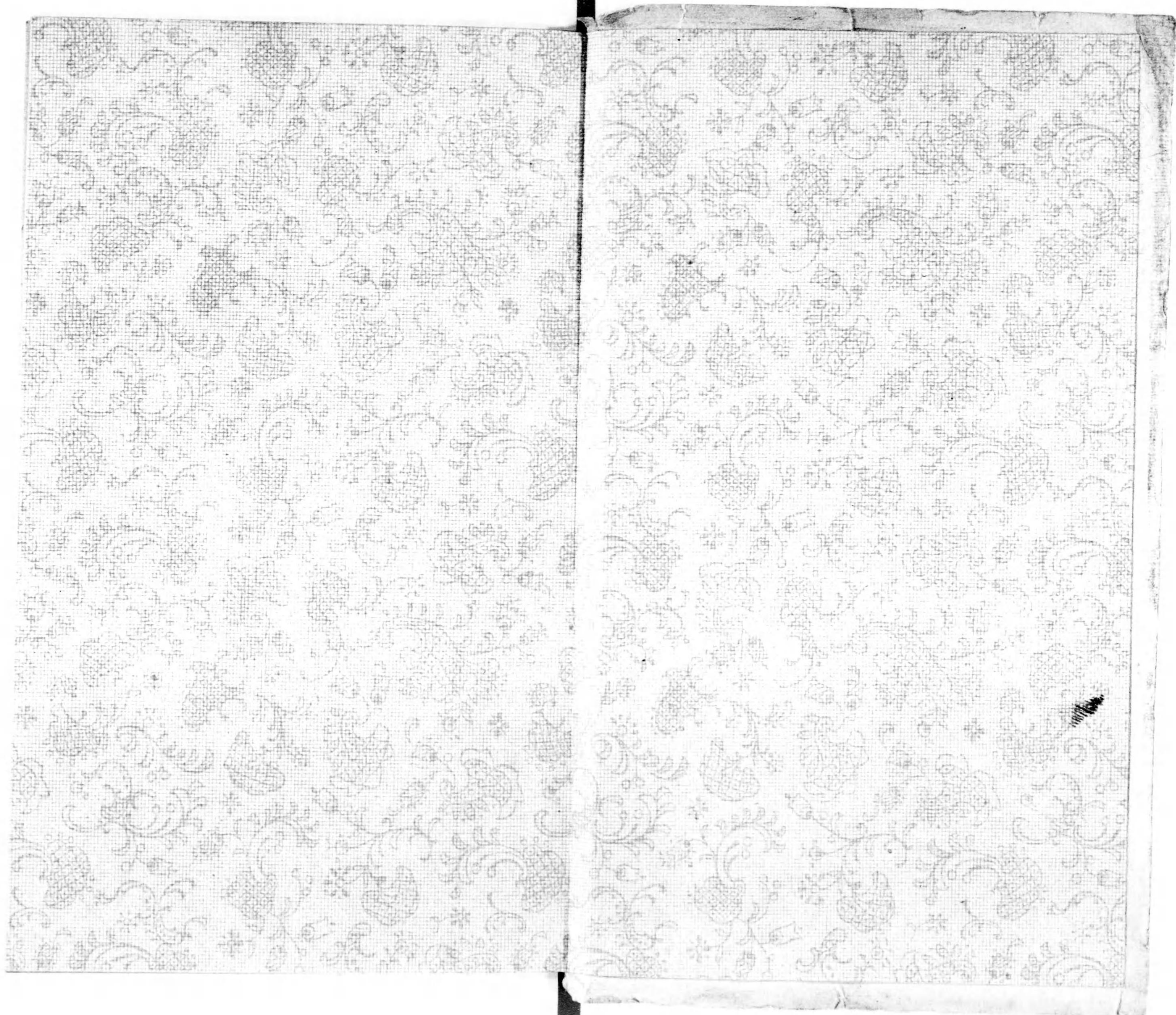
510

募集員
必携
被保人撰擇の栞



始





特100

510



保險通信社編纂

醫學士 三好常三郎氏校閱
ドクトル 秋山妙治氏

募集員 携 被保人 撰 擇 の 棗

保險通信社藏版



次 目

募集員 携 被保人撰擇の棗目次

一、	内容の趣旨	一
二、	觀察力	五
三、	年齢	七
四、	不具	七
五、	容貌	〇
六、	發疹	一
七、	歩行	三
八、	動脈硬化	三



次 目

二八、	腎 <small>じん</small> 臟 <small>ざう</small> 炎 <small>えん</small>	四〇
二七、	既 <small>き</small> 往 <small>わう</small> 症 <small>しやう</small>	四〇
二六、	肺 <small>はい</small> 結 <small>けつ</small> 核 <small>かく</small>	三九
二五、	腸 <small>ちやう</small> 窒 <small>ちふ</small> 扶 <small>ふ</small> 斯 <small>す</small>	三六
二四、	氣 <small>き</small> 管 <small>くわん</small> 支 <small>し</small> 炎 <small>えん</small>	三六
二三、	中 <small>ちゆう</small> 風 <small>ふう</small> (腦溢血)	三六
二二、	傷 <small>しやう</small> 害 <small>がい</small>	三五
二一、	衛 <small>ゑい</small> 生 <small>せい</small> 狀 <small>じやう</small> 態 <small>たい</small>	三三
二〇、	品 <small>ひん</small> 行 <small>かう</small>	三二
一九、	煙 <small>えん</small> 草 <small>そう</small>	三二

次 目

一九、	耳 <small>じ</small> 漏 <small>ろう</small>	一四
一〇、	聾 <small>ふんぼ</small> と盲 <small>めくら</small>	一五
一一、	年 <small>ねん</small> 齡 <small>れい</small> と身 <small>しん</small> 長 <small>ちやう</small> 及 <small>およ</small> 體 <small>たい</small> 重 <small>ちゆう</small>	一七
一二、	肥 <small>ひ</small> 滿 <small>まん</small> 體 <small>たい</small>	一九
一三、	羸 <small>るゐ</small> 瘦 <small>そう</small> 體 <small>たい</small>	二二
一四、	女 <small>ぢよ</small> 子 <small>し</small>	二四
一五、	職 <small>しき</small> 業 <small>げふ</small>	二五
一六、	性 <small>せい</small> 癖 <small>へき</small> (慣習)	二六
一七、	阿 <small>あ</small> 片 <small>へん</small>	二九
一八、	酒 <small>しゆ</small> 精 <small>せい</small> 飲 <small>いん</small> 料 <small>れう</small>	三〇

二九、盲腸炎……………四
 三〇、腎石痛、膽石痛……………四
 三一、脱腸……………四
 三二、血族系統……………四

附 録

一、募集ノ職務……………五
 二、募集員ノ任務……………五
 三、募集員タルノ準備……………五
 四、募集員成功ノ要素……………五

四、募集員トシテ爲ス可カラサル事……………六
 五、募集員トシテ爲ス可キ事並ニ之ヲナスノ方法……………八

募集員
必携 被保險人撰擇の棗目次終

募集員 携員 被保人撰採の棗

一、内容の趣旨

生命保険會社の募集者が、尠からぬ費用と時間とを費して集め獲たる保
險の申込が、或は謝絶とか再診とかに査定されたりとしたら募集者として
の失望は萬々無理のない事ではあるが、夫れが爲め時として會社の措置に
對して不平を洩らすものあるのは、ツマリ會社の立場を考へぬ所謂察しの
ない理窟であつて、會社としては募集者に無駄な努力をなさすと云ふ事が
目的でもなければ、又折角の申込を謝絶するのが本意でないのは勿論なの

だが、營業として居る以上はみす／＼會社の損失を見越して迄も、不良の契約を集める事は出来ない譯で、只無差別的に多くの契約を集めるのは獨り會社の不爲めばかりではなく、延いては一般契約人にまで影響して、果は募集者其人の信用を傷つける事にもなるのであるから、會社としては出来る限り周到な調査をして取捨を決定するのは、契約者のため又募集者に對する會社當然の義務と言はなければならぬのである、従つて募集者としてには保險の申込を受けんとする場合、それに對し如何なる規程の下に調査を行ひ又如何に取捨を決定するかと云ふ事を、豫め記憶に置いて募集に従事しなかつたならば、其努力も奮闘も恐らくは無意味に終るのが多いであらう、ツマリ募集員が本社の醫務規程をもわきまへず、一見して判斷

する事の出来る様な申込者の健康状態をすら識別する明なく、只徒らに募集高に拘泥して功を急ぎ、契約の性質を詮議しなかつたならば、本社の如何に同情の眼を以て見るとも勢ひ再診或は謝絶の決定を與へなければならぬ事となつて、それが積つて遂に自己の信用を失墜すると云ふ例しは決して尠くないのである、であるから募集員としては如何なる體格如何なる程度迄の健康者が謝絶せらるゝものか、合格すべきかに付いて、重要な理由と標準とを會得して常に募集上注意を怠らなかつたならば、折角奮闘の結果を無下に謝絶せらるゝ様な事も尠く、我れ人共に利益を得るのは明かである、又それのみでなくこの危険測定の智識即ち醫務的觀念を持つて居るのは、申込者其の人に夫れ／＼適當したる保險種類を撰んで勧める事が出

來ると云ふ便宜をも伴ふので、例令申込者が尋常終身契約は不適當ではあるが、他の短期契約ならば安全に保険し得る健康状態のものであつたとした場合に、最初から尋常終身保険を勧めずに直にそれに適當したる種類について勧誘する方針を取つたならば、後になつて種類變更等申込者に不愉快を與へる様な事もなくて済む譯で、何れの方面からするも其醫務的智識の必要は論を俟たぬのである。

斯くして既に充分な經驗と能力を持つ募集者又は代理者は保險種類の取捨について本社との意見も一致して、契約は完全に成立するのであるから假へ經驗に乏く募集智識の淺ひ募集者にしても、常にこの醫務的智識を以て機會ある毎に利用する事を心掛けて居たならば漸次其道に精通し理想的募

集者として重用せらるゝは疑ひなく、斯くして絶えず問題となつて居る勸誘員取締に關する非難誤解は自然其跡を絶つに至るのであらう。

二、觀察力

生命保險會社の募集者として、其職責を完全に果すと果さざるとは、申込者を一見して保險種類の何れか適當なるかを判断するの能力を有するや否やにあるので、募集に當つて被保險者となるべきものに面接した際、大體に於て其外貌等を腦裡に收めて年齢、身長、體量等は固より、身體に欠點あるや否やを確かめたる上、其相手が果して被保險者としての資格を具備して居るものか、勧誘した上會社が果して申込を受理するか如何かに付い

て判断した後、更に其家族系統遺傳其他について懸念すべきものはなきかを考へて、初めて採否を決定すべきものである。

又募集者としては、一時に多數の保険申込者を得た時は、各人名々に適應した保険種類をアテガウ丈の思索力を養つて置いて、申込者の歸嚮を誤らしめぬ様、又時には申込者の任意の撰擇に制肘を加へる事もあるのである、而して募集者がこの判断力を有する時は、一つには被保険者が任意に保険種類を撰擇し爲めに起る危険を避けしめ、二つには最も適當したる種類を契約せしむると云ふ事になつて時間と労力を節約して、相互のために利益すること尠くないのである、斯の如く募集者が申込者の健康調査に關する觀察力の職責上缺く可からざる事は言を俟たぬのである。

三、年 齡

生命保險會社の從業者としては常に會社制規の年齢を記憶して置く許りでなく、募集に當りて豫め相手の年齢は果して制規の年齢の範圍内にあるかどうかを、直ちに判断し得るは又必要な事で、年齢を識別するため多くの時間を空費し、それが爲めに募集上の手違ひを生ずる事が尠くないのであるから、募集者は會社規定の年齢を覺ゆると同時に、相手方を見て直ちに其年齢を知るの明を養ふべきである。

四、不 具

不慮の災厄其他のため不具者となつたものに就ては、各會社夫れ規定を設けて居つて、其細目に亘れば各會社間幾分の相違はあらうが、大體に於て身體の一部分を喪失して不具となつたものに對して、有資格者と認めらるる事に就ては、各社とも殆んど一致したる所であつて、指、手、腕の喪失者が被保險者たるに差問へないものであると同時に、一脚を失つたものでも、其不具の直接原因が病的でなく、全然不慮の傷害より來たものであれば被保險者としての資格を缺くものでないとしてある、要するに斯の如きものに對しては申込受理を決定するに當り、同人の體質及保險料支拂能力の如何、其生活狀態家族系統及局部を切斷するに至りたる原因等を仔細に調査したる上ならでは、輕卒に取扱ひ得ぬ事は申す迄もない、又同じ

く不具者の中でも脊椎骨の結核から來たものなどは例へ一時快復すると雖も依然病魔の身中に潜めるがため、契約後早晚他の部分をも犯され、結局は短命にして終るべく、其際に至りての會社の損失は素より言ふ迄もない事なのであるから申込を拒絶すべきは當然である。

悉くそうとは言へないが、一脚を喪失したものは双脚完全のものに比して幾分短命の傾きがある、然し一脚のためにしたる衰弱もなく本人の不便と云ふの外、其他の點に異状がなければ單に歪形と云ふ丈で生命保險の申込を謝絶する程の理由にもならない又脚部が内側に彎曲して畸形をなすものでも、其他の資格條件が具備して居れば、之れ亦謝絶するに及ばぬのである。

五、容貌

人の容貌を觀察して自然と其健康状態を識別する事の出来る様になるのは、専門的知識を要するのであるが、生命保険の募集者が實際にこの觀察力を養つて置けば、申込を勧誘して相手方の撰擇を誤る様な事もなく、完全な契約が出来る利益がある、即ち一見血色なく蒼白ものは例令指摘する程の病氣を發見せざるも、之れを健康體と見做す事は出来ないのです。人は身體の何處にか異状があるのであるから、被保險者としては確かに何處かの欠點があるもので、充分の注意を拂はなければならぬのである、例令腎臟病に犯されたる人がよしんば全癒したと云つても其顔色の依然蒼白

である限りは、既に其病症が慢性的であることを表明して居るものである之れに反して年齢五十歳前後にして紅顔肥満したるものは、中風の氣があるか過度の飲酒癖を表明するものであるが、地方の募集者又は囑託醫は普通左様のものに深き注意を拂はず、直ちに合格者として了ふ爲め遂に本店醫務課の謝絶する所となつて、結局自己の信用を失墜せしむるに至り、其手數と勞力とを無意味ならしむる事は尠くないのであるが、前に述べた様な顔貌を見たならば、直ちに有資格者とせずして充分な調査を爲し、而して本店の判斷を俟つべきである。

六、發疹

普通發疹は顔面或は手甲に出づるものであるが、夫れが急症のものでない限りは、多くは保険の申込に何等の危険を伴ふものではない、猩紅熱や麻疹の様なものでも、根治した曉には別段障害を残すものではない、又梅毒のために身體の隨所殊に顔面や手甲に發疹したもので、容易に他から認識する事が出来るものでも、十二分治療の結果全く根治したるものにしては、保険の申込を受けた場合其採否に迷ふ事もあらうが、大抵の會社は是等の申込者に資格を認める事になつて居る。

七、歩 行

幼時痲痺のため跛行となつたもの、或は歩行蹣跚者があつたとして、夫

れが脊髓から來たものであるならば、大に考へなければならぬが、若し夫れが一時性のものから起つたものとするれば、被保険者として資格の無いものとも限らない、之れに對し申込を勧誘すると云ふ事は何等差支ない事である。

八、動脈硬化

動脈管の硬化は前頭部にある双方の顛顛動脈管によつてよく知る事が出来る、その硬化した動脈管は怒張腕曲して居るから素人でも見易いが、之れが五六十歳以上の人々に屢々見受ける所であつて、若し此の特徴が三四十歳で來たとすれば、其人は動脈が早く老成したのであつて、血管の幾分

枯死を意味し従つて活力を失つたものであるから、此の種の人に保険の勧誘は十二分の顧慮を要するは云ふ迄もない。

九、耳漏

常に耳から濃汁を流して居るものは、保険申込者としての資格を全然缺くものである、ツマリ夫れは耳の内部が潰瘍を生じて居るのであつて、後には恐る可き脳膜炎を惹起し、生命を奪ふ事が決して稀でないからである、此病氣を持つて居るものは常に耳から流れる濃汁を防ぐため、綿をつめて居るので、直ぐ知れるのであるから、こゝう云ふ人を被保険者として勧誘するのは無益な事なのである。

一〇、聾と盲

聴覺を喪失したるものでも、其原因によりては保険の申込を引受け得る場合もあり、又謝絶せなければならぬのものもある、例令重聴か又は全くの聾でも生後間もなく起つたものだとか、或は先天的に機能の不完全であつたもので、是れに伴ふ神経系其他に機能障害がなければ、保険會社としては申込資格を氣遣ふ程のものではないのである、従つて此れ等に對しては今日各會社とも申込の受理に躊躇する事はないのだが、之れと反對に濃汁を流す病氣のために聴覺不完全となつたものに對しては、會社としても募集者としても、充分調査をして尠くとも原病の充分全快して、其上相當期間

経過したるものでなければ、申込資格のないものとしなければならぬ。
次に一眼を失つたものでも、それが爲め他の一方の眼にも累を及ぼす様な病氣から起つたものでなければ被保険人として一向に差問ないが、若し失なつた一眼が病氣のためごうしても抜き取つて了はなければならぬ様な場合には、充分慎重の調査をしてからでなければ、果して申込を受理してよいか如何かを決定する事は出来ないものである。
それから兩眼の明を失つて居るものは、多くの會社が申込を引き受けな
い事になつて居るが、中には保険料の高い特種の保険契約をするものもな
いではなす。

兎に角募集者としては、視覺聽感損傷の程度及特に其原因に就て知り得

る丈詳細の報告書を作製し、之を本社に通じて置くこと云ふ事は、本店の手
数を省く上に於ても、又契約査定遅引を防ぐ上に於ても、是非とも必要な
事なのである、本社としては又其報告に依つて一層精確な判断を下す好資
料ともなるといふ譯で、それがため報告者たる募集者は、眞摯に責務を果
すものとして信頼を受くることゝなつて、會社との折合は益々良くなるは
當然なのだから、會社としては勢ひ申込人に對して餘り立ち入つた立證を
求めたりする事なくて、個人の徳義に關して忌はしき問題までも起す必要
がなくなるのである。

一一、年齢と身長及體重

生命保険の申込に關する診査報告狀中で、年齢と身長體量の關係は中々必要事項であつて規定の年齢に對しての過不足は勿論、年齢身長に對比した體量の割合の如きも、亦申込者の資格條件について重大なる關係があるのである。

大體年齢に應じた身長及體量であればよいのだが、若し餘りに過不足があれば例外として取扱ひ得べきもので、寧ろ疑問の部に入るべきものである、募集者は其邊の事柄に注意して、特別に脊高きものや、又矮小なるもの或は甚だしく肥満して體量の重きに過ぎたるものや、又瘦瘠して輕きに過ぎたるものなどは何れも保険申込者として資格充分ならざるものと心得て居らねばならぬ。

一、肥満體

一體肥満體は決して香んばしき現象ではないのだが、殊に四十歳前後の申込者で、餘り肥満したるものの中には、往々にして心臟病腎臟病或は動脈硬化症等の兆候のあるものが尠くないのであるから、此等のものに對しては充分の注意を拂はなければならぬのだが、時に除外例として契約する事があつても、そんな場合には是非相當割増保険料を徴收して置く必要があるのである。

然し均しく肥満體といつても、其危険の程度は年齢に依つて各多少の相違のあるもので、前に言つた様に四十歳前後であると、大いに危険性を

有するものであるが、青年時代であると一見肥満體の如くに見られるものでも、それが全體萬遍なく發達して居るのが普通であるが、斯様な者は寧ろ申分のない體格と言ふべきである。若し又二十歳前後から三十歳の間に筋骨が逞しく發達して、體量も次第に増して肥満して行くといつた様に、多少疑念を抱かしめる様なものであつたら、其時は先づ其兩親兄弟又は近親者の體質を見て、系統が肥満する特徴を有するか否かを参考すべきである、肥満體質を見た時は第一に肥満して居る割合に身體の各部が均等の發達を遂げて居るか如何か、第二に近親者の體質が如何であるか、肥満するのが其系統の特徴であるか、兩親何れの體質を受け繼いだか、兄弟姉妹とはどんな體質の相違があるか等を研究し、之れを申込の參考資料として本社

に報告するのは極めて必要なことで、囑託醫も亦其邊の事に關して、詳細なる報告をする筈になつて居るから、本社も亦其報告に基いて申込の受理に關する最後の判斷を下す事が出来る譯なのである。一體本社の醫長が遠隔の地に居て、一々申込者の體質其他に關して判斷を下すといふ事は、詳細な報告のない限り不可能の事といつて差支ないものだから、地方の募集者が其邊に周到な注意を拂つてこそ、初めて安心して申込の取捨を決定する事が出来るのである。

一三、羸瘦體

羸瘦したる者に對しては、其程度や系統的體質を調査する必要があるの

で、之れが二十歳乃至二十五歳前後で且つ其上系統中結核患者のあつた場合には、募集者としては充分の注意を拂はなければならぬので、例へ申込を受取り、特別の保険種類を選ぶか又は保険料の割増をする様にしなければならぬのである、又本人が三十五歳乃至四十歳にもなつて、何等の症状をも認められず且つ幾分なりとも體量増加の傾向がある様なものなれば、申込の引受にも幾分の安心を得る譯である、若し亦近親血族に多數の結核患者があつたとすれば、中々に危険の度が強いのであるから、先づ年齢三十五歳乃至四十歳の坂を越して、普通結核に襲はれる年頃を経過して後充分に安心の出来る頃になつてから、老練な醫師に慎重診査をなさした上で、初めて申込を受ける様にしなければならぬのである。

斯ふ云ふ譯であるから、申込者が羸瘦者である事が分つて居たら、先づ其系統の體質についての特徴を知つて之れを本人の體質とも對照して、瘦て居るのは遺傳的であるかどうかを確かめ、年齢が四十歳に近くて、既に結核に襲はれる恐れがなくなつた場合、初めて勧誘すべきものとしてあるのである。

之れを要するに申込を引受け様とする場合には先づ年齢及身長に比して體量が均等に發達して居るかどうかを確かめる事が必要で若し疑はしいと思つた時は、保険料の安い保険種類を避けて、比較的料率の高い十年とか十五年とか、永くも二十年の養老契約を撰ばせる様にしなければならぬのである。

一四、女子

女子についても、亦大體前に述べた男子の事例に據るべきものである、そして多くの會社は婦人の妊娠期は保險の申込を引受けぬ規定になつて居るから、分娩する迄引受を延期し、分娩後普通の健康状態に復した時を以て勧誘するが善い。

次に女子は男子と違つて年齢四十乃至五十の頃には月經が閉止するなど所謂身邊に變化を來す時期であるから、此時分の保險申込に對しては充分の調査を必要とするのである、而して何等の支障なく此の期間を經過したもののなれば、契約は勿論差支ないが、それが間歇的に幽鬱症になつたり、

神經症頭痛眼病其他一體に不定の病症を現はして來るとか、何れにしても尋常ならざる容態を呈するなどの事があるとするれば、保險の申込も其病症が全く回復する迄待つて、其上これと見定めのついた健康體になつてから、初めて引受をなすべきものである、又癌のために乳房の一方或は双方ともが切斷された場合などは、到底被保險者の資格はないのである、其他子宮及卵巢に外科的手術を施した事のある様なものに對して、保險申込を引受け様とする場合には、會社としても慎重な注意を拂つて、其病氣は何であるかを取調べねばならないのである。

一五、職業

生命保險會社の規定中には被保險資格者の職業を限定してあつて、日常從業して居る仕事に餘り危険の多いものは申込を引受けぬ様にしてあるから、募集者にしても會社の募集を禁じてある職業に就ては、よく心得て置かなければならぬのだが、其規定を別としても、橋梁の架設鐵材建築工事爆發藥の製造潜水工事、其他之れに類似した一切の仕事は甚だしく危険性を帯ぶる仕事であつて、此等の申込は充分の注意を要するのは申す迄もない事である。

兎に角職業に對する危険の有無を識別するには、募集者各自の常識判斷によらなければならぬので、又一々社則に拘泥せずして、臨機適當の方法を採る心掛けがなければならぬのである。例令普通以上に身長高く瘦方

の青年で、石工坑夫紡績職工と云ふ様な塵埃を多く吸入する仕事に携はつて居るものは、稍もすれば肺結核に罹る事が多いのであるから、其邊は大いに注意を拂つて置かなければならぬのである、又四十歳乃至夫れ以上のものにて體質の肥満したもので、日常精神的方面にのみ活動して居るものなどは、被保險者として餘り立派な資格を備へて居るものとはいへないけれども、申込を引受ける事の出来ないといふ程のものではない。

尙ほ又近時著しく發達に向つて居る航空機の如きは、未だ陸上の鐵道或は海上の汽船の如き完成の域に達せぬ丈、航空機乗の職業は頗る危険視さるゝので、將來完成したる曉は兎に角差詰め、各社とも今日の所彼等の保險申込は引受けざる方針である。

凡べて前述の様な仕事に従事して居るものを除けば、男子の仕事として
 保険申込の資格に影響する程のものもないのであらうが、募集者として
 は危険の仕事と區別する事と、職業に關聯して其従業者の體質及年齢に
 ついて注意を怠らなかつたならば、丁度戰場に於て前線に立つ戦士と、
 後方勤務ともいふ可き本社の醫務當事者との間に、申込の取扱ひについて
 意志の疏通もつき、従つて無益の勞力と費用を省く事が出来る譯なのであ
 る。

一六、性癖(習慣)

募集者のイザ申込を得様とする前に、其相手のものについて、日頃の習

慣どか性癖どかを知つて置くといふ事は大いに利益のあることで、阿片其
 他の魔酔劑であるとか、又は酒類を過度に飲用するものは、被保險者とし
 て勧誘すべからざるもので、一々醫師の診査を俟つ迄もなく、それ等の申
 込は最初より謝絶すべきものであつて、そうすれば診査の煩勞を避ける事
 が出來て餘計な手数を省く利益がある。

一七、阿片

生命保險會社としては阿片又はモルヒネ鴉片丁幾の様な薬品を吸飲して
 居るものは、被保人としての資格を欠くものとして、斯ふいふ人々の申込
 を引受けるのが危険であるのは言ふ迄もない事であるが、若し又全く其使

用を止めて十年以上も経過した後、全然薬品の作用が除かれたとなつた
曉ならば、被保険者として初めて差支ないのである。

一八、酒精飲料

平常又は時々酒を呑むものは、其程度にもよらうが兎に角被保険者とし
ては、大に注意しなければならぬので、例へ分量は尠くとも、朝食前から
酒を呑む様な習慣のもの、又は過度の飲酒に耽る様なものは、身體の諸機
能に種々の障害を受け易いもので、心臓や腎臓の病氣のあるものは、多く
飲酒家にあるといはれて居る位で、頓死又は突發的の病症に罹るものは、
深酒を飲むものには有勝ちの事とされて居る、何れにしても飲酒は病氣に

對する抵抗力を減殺する傾きがあるもので、時には飲酒のため發狂の果、
遂に死に至るといふ様な例は決して尠くないのである。

一九、煙草

近年保險會社の診査醫は申込者の喫煙程度に注意する様になつたが、過
度に煙草を用ひると所謂煙毒を受るもので、此毒を受たものは、其害毒の
全く除かれる迄は、申込を引受けずに回復まで延期するのは必要の事であ
る。

二〇、品行

保險申込者の品行については、これ迄診査醫又は募集者が、餘り多く注意を拂はなかつた様であるが、當事者としては申込人の品行について、決して注意を怠るべきではないのである、殊に巨額の契約申込のあつた場合などには、一段の注意を拂ひ、本人が生殖器病などを患つた事はなかつたか、若し患つた事があるとしたら、全快後の経過が良好で何等の悪徴がないと見定められた上ならば申込を引受くる事は出来ないものである。一體花柳病の現症は全然申込を謝絶すべき性質のものであるが、之れが既往症であるとしても病氣前後の経過を考慮して、醫師の治療の下に相當期間を経過し、快癒後も結果良好であるかどうかを參酌しなければならぬ、其調査のためには多少の時と費用を要する事があつても、それは他日本社

との間に忌はしい問題の起る事を豫め防ぐためであるのだから、會社と自己の立場を安全にするためには、其邊の努力は決して惜む可きではないのである。

二二、衛生状態

保險申込者の就業場所や住所の衛生状態については、會社としては其詳細を知り置く必要は勿論四圍の衛生状態の良好であるものを撰んで契約するど云ふ事は素より言ふ迄もない事であるが此間の消息を詳細本社に報告して會得せしむるは募集者當然な義務であるところで申込者が丈高く瘦て居て、且つ遺傳系統に多少の疑ひある場合でもその申込者の仕事が屋外作

業であつて、殊に就業は成長年月間何等異状を認めなかつたと云ふ確證さへあれば、申込の資格を欠くものと見るに及ばない、住居が村落に在つて就業場所だけ都市に在るものは全然都會に住居するものに比べると、生活上其衛生状態が佳良のものとして見られるのであるから、此種の報告が募集者からあると云ふことは、申込者にとり甚だ有利な助言ともなるのである。

兎に角從來は募集者から申込者の衛生状態についての報告が、甚だ等閑にされて来た傾きがあつたが、これは申込者の利益を保護する上からいつでも又會社の利益を確保する上からいつても、最も注意すべき事の一つであると思ふ。

二二、傷害

骨折、骨の挫傷、火傷、皮膚の剝脱、打撲傷、切創、脱臼のやうなものは、其局部が平癒すれば別段保険申込者としての資格に影響するものではないが、骨折の場合は完全に治療後一ケ年以上経過して初めて申込の資格を認められるもので、皮膚の貫通傷害なども亦申込に支障はないが、貴要臓器例令頭蓋、胸膜等の貫通銃創は多少考慮すべきものである、之れも手術後全く回復して相当期間を経過し、餘病を併發する恐れのないものと認める事が出来る場合には、懸念なく申込を受理して差問ないのである。

二三、中風（腦溢血）

一度中風症に罹つたとすれば、多くは早晚同様なことを繰返すもので、其都度四肢に痲痺を起すものである、こゝにいふ病症に罹つた人は、到庭保険申込資格を備へたものとは云へないのである、何故なれば一旦中風症に罹つた者が回復しても、それはほんの一次的のものであつて、遅かれ早かれ此の病氣のために脆弱になつて居る動脈の破裂して、常に同様の症状を繰返して居る内に結局死期を早めなければならぬからである。

二四、氣管支炎

普通世間で氣管支炎と云ふ内には肺結核が中々多いので、殊に之れを繰返して患ふやうな事があれば、常聘醫について結核ではないかを確かめる必要があるもので、万一それが分らなかつたら、其症状と経過について詳細の様を調べなければならぬのである、ツマリ何時頃發病したものか、治療にどれ程日を費したかど云ふ事を調べて之れを本社に報告し、本社醫務課の處置に任せなければならぬのである、然し極々輕症で發病後間もなく全癒して、將來とも案ずる事がない様な場合には保險契約と云ふ事に就て、別段問題にもならないが、全快まで永き月日を要したものであるとすると假し全快したからと云つて輕卒に取扱ふ事が出来ないもので、愈々申込を引受ける迄には、本社醫務課の充分なる吟味の上でなければならぬ

らのである。

二五、腸窒扶斯

腸窒扶斯は全治しきへすれば、生命保険加入といふ事には別段差問になるものではないが、それにしても全快後充分の経過を待つた上でなすべきもので、病症が激烈であつた場合など殊にそうである、此の病氣で四週間位床に就くなごは先づ輕症の方で、之れ位のもものは申込を引受けるには、全快後二ヶ月乃至四ヶ月を経過した上なら差問へないのだが、若し激烈のもので腸出血を起した様なものは假し全治したからといつても、尠くとも六ヶ月や一ヶ年位経過した後でなければ、取捨を決定する事が出来ないの

である、ツマリ病氣が重い丈に本復して普通の健康體に返る迄には相當の時がかかるのである。

二六、肺結核

現に肺結核に罹つて居るものや、其懸念あるものは、今日何所の會社でも契約する筈はない、但し以前結核の懸念ある病氣をしたもので、其後全く根治してから五ヶ年乃至十ヶ年間も何等健康上異状がないといふ様なものには、會社としては短期養老の様な、比較的保険料率の高いものを選択で引受ける様にするのだが、それにしても充分老練な醫師が吟味した上でなければならぬのである。

又募集者としては肺患の懸念あるものには充分手腕あり信用ある醫師に診査させる必要があるので、若し同地に二人以上の囑託醫がある場合には其内嚴格であり間違ひのない大に信頼し得られる醫師に見せて申込の取捨を決定し、其上で保険種類の撰擇をするがよい何れにしても肺結核に對する診査は極嚴格でなければならぬのである。

二七、既往症

募集者としては保険申込者の遺傳關係を知ると共に既往症を觀破する丈の眼識がなければ、募集者の重大なる勤めを全ふする事が出来ないで、老熟したる募集者になると、申込人と對談して居る間に、尠くも最近數年間

に病氣や傷害の爲めに苦しんだ事がありはしまいか、といふ事を確かめる丈の眼識を備へて居るべき筈で、若し傷害を受けた事や病氣した事があつても、それがため全然不具になつたり、不治の慢性病になつて居ない限りは、申込の勧誘を中止する程の必要がないのである。

併し其傷害や病氣が最近半ケ年か一年乃至數年間に起つたものとしたら、申込の取捨撰擇上輕々しく取扱ふ事は出来ないものであるがこれについては各社夫れ々見方を異にして居るとはいへ、募集者としては本社の規定通りすればイ、ので、ツマリ或條件の即決をするにしても、又本社の査定を俟つにしても兎に角社規通りに事を運ばばイ、のである。

又申込者の中には自分から既往症について一々話をして、以前他社へ申

込んで謝絶された事などを詳しく打ち明ける様なものもあるが、そんな時には募集者は其聞いた通りの始末を其儘本社に報告して、本社の査定を俟たなければならぬのだが、こんな場合に稍やともすれば申込者に疑惑の念を抱かしめる事がある、といふのは、つまり募集者の状況報告が不十分なる所からして幾度か本社の照會を受け契約手續きの手間取るため、契約者は謝絶されるのであるまいかと不安を感じて来るのみであるから老練な募集者はこの邊の事情を會得して、手取り早くそうして遺漏なき報告をなして、申込者に永く不安の念を抱かしめない様にして事を運ぶのである。

二八、腎臓炎

腎臓炎の既往症があつたと判つたら、募集者としては早速其眞偽を確かめなければならぬのである、其全快したか否かは尿を検査すれば分るのだが、先づ之れが全快しても相當の日月が経過した後には申込を引受くべきである、年齢四十歳以上のもので腎臓炎の既往症があつたとしたら、募集者は申込者が果して腎臓炎といふもの、性質を知つて居るか如何かを確かめた上、尿の中に蛋白質を含んで居るか、若し含んで居るとしたら、幾ヶ月或は何年位それが續いて居たかと云ふ事を調べて、慢性だかどうだかを確かめるのである。

又申込者が腎臓炎に罹つたことがあると打ち明けても、實際尿の中に蛋白質を含んで居るかどうかわからない場合には、就眠後小便に起るか如何

か、又終日仕事を了つてから顔面や脚部が腫れる事はないかを聞き糺し、もしそんな様子があれば、それは疑ひもなく慢性の腎臓病に罹つて居るものと思はなければならぬのである。

併し既往にこの病氣を患つたことあるものでも、立派に全快したものならば契約の餘地は充分にあるのだから、この種の既往症のあるものだからといつて、一概に捨たものではないので、出來得る丈詳細に該症狀の關係事項を本社に報告して、嚴密なる最後の査定を仰ぐべきである。

二九、盲腸炎

世間の人を最も嚴密に調査したら、盲腸炎患者は随分澤山あるだらう

が、實際この病氣に罹つて居ながら、自分には一向に分らずに過ぎるものは尠くない、この病氣に罹つたものでも相當の年月を経たものならば、勿論既往症には相違ないが、保険の申込者として別段差支はない、然し度々この病氣を繰返して、其都度外科手術もせず、而も其發病が餘り年月を経て居らぬとしたならば、之れは申込條件を欠くものとして多くの會社は謝絶するのだが、若し完全な手術を行つた結果、其病氣の根が取り除かれた後ならば、最早懸念する事はないとして申込を受理してよいのである。

三〇、腎石痛、膽石痛

兩方共に中々激しい痛みを感ずるもので、其内腎石痛とは腎臓中に石が

出来て、其石が腎臓から膀胱へ出て来る時に痛みを覚ゆるもの、もう一つの膽石痛とは、肝臓中に出来た石塊が腸へ排出する場合に痛むのである、最近にこんな既往症のあつたものは保険契約には不合格で、例令外科手術によりて石塊を取り除いたにもせよ、會社としては安心して契約すること出来ぬ、と云ふのはこの病氣にかゝつたものは、假し一旦は全快しても再び石塊が溜る傾向があるからである。

であるから募集當事者としては、申込者が膽石痛とか腎石痛とかに罹つた事があると知つた場合、其初發以來最近五年乃至十年以上に至つて再發しないといふ事實を確め得たらば、夫等一切の事情を詳しく本社に通じて其上で査定を俟つのが最も適當なのである。

三二、脱腸

脱腸があるものでも脱腸帯を使用して居れば契約に差支ないが、若し局部の孔口が餘り大きいため折角の脱腸帯も脱出した腸を包切れぬといった様な場合は別問題なのである、一體脱腸といふ病氣は老齡それも保險年齢を超えた様なものに多いのであるが、若年でもさして難症でないならば、前にいつた用意さへして居れば、年齢と外觀とを斟酌して申込を受理する會社は尠くないのである。

若し完全な手術によりて病根を絶ち、腸の脱出する懸念もないとなれば、既往症だからといつて契約するに差支へないのである。

三二、血族系統

生命保険の申込に對して、其血族系統の健康状態を知るといふ事は、頗る重要な一つであるのだから、募集者としては出來得る丈、周密な注意を拂ひて遺漏なき報告をしなければならぬ、ツマリ申込人の兩親が現存する場合には、其年齢や健康状態について調査し、若し又死亡したのならば、其死亡年月やら病名から生前最近の健康状態までも明かにして置く必要がある、而して其死因を知るといふ事は、聽て申込人が其兩親の死因となつて居る病氣に罹る恐れはないか如何かを確める有力なる參考資料になるので、更に兩親許りでなく兄弟姉妹についても、同様の調査を遂ぐるこ

どの必要なのは言ふ迄もない、併し夫等のものが既に鬼籍に入つたものとしてもそれが極幼児の頃に早世したものであれば、必ずしも其死因を研むる必要はない、又死因が急性傳染病であつた場合は、病名と死亡年月を知れば澤山で其他の細目に亘りて調査するの必要はないのである。又或る場合は本社から、血統中の死亡者について治療醫の氏名住所等を照會して來ることがあるが、之れは其醫師について更に詳細なる事情を知らうとする爲めなのである。尚ほ其上遡つて祖父母の死亡年齢や死因を調べるといふ事も亦必要なので、それが詳しく分明すれば、會社の利益を保護する上に非常な便宜であるから、出來得る限り調べて報告すべきである。

血族の病症中には、時として一人ならず數人に亘つて同様の病氣を繰返して居るのを見ることがある、そしてそれが必ずしも親子兄弟姉妹といふ許りでなく、叔伯父母の間にも關係のある場合が尠くない、就中痛風癩瘵、質斯、心臟疾患、腎臟病卒中、精神錯亂、肺結核などは屢々血族中に繰り返されて來るものであるから、此等の病氣については充分の注意を必要とするのである、若し募集者が血族病系についてこの重大なる報告を怠ることがあるれば、それがため會社の被むる不利益は非常なもので、募集當業者としての責任は到底免るゝ事は出來ないのである、尤も募集者としては平素一々この系統的病症の調査をして居る事は出來ないのであるから、こゝにふ仕事は醫師の掌るべきが本來ではあらうが、時に本社は其調査を募集

者に依託し、其報告に據つて端緒を得取捨を決定し得る場合があるのであるから、契約の迅速を謀る上に就てもこの知識を養つて置いて詳細の報告をするの必要がある、一體迅速に契約を成立さして證券發行の手續を了らうとするには、最初に調査の手續を機敏に運ぶ事が肝要なのだから、募集者が契約し得べきものと認めて其申込書類を本社に廻送する以上は、出來得る丈詳細の報告を附して機を逸せず、證券發行手續を取運ばせる様にしなければならぬのである、次に系統上肺病、精神病、心臟疾患、腎臟病等の病氣があつて且つその四圍の衛生状態等に好ましからぬ事情を認められた場合には、募集者として大いに警戒を必要とする譯で、その調査には充分の力を入れなければならぬ、若し又忌むべき病系を持たない善良な申込

と認められた場合には、募集者たるものは直ちに其申込を引受て、夫れを本社に送付すべもであるが、勿論自己の判断を以て申込を引受ける以上は、其處には充分の確信がなければならぬのだから、本店醫務部の質問に對して答辯に窮せぬ様専門的智識を養成して置かなければならぬ、斯くして初めて理想的募集擔當者としての責任を果し得るのである。

募集員携 被保人選擇の稟 終

募集員携 被保人撰擇ノ稟附録

一、募集ノ職務

生命保險ニ於ケル被保險人募集ノ業務ハ高尚ナル一箇ノ技術ナルニ拘ハラ
ス世人往々之レヲ以テ萬一ヲ僥倖スルノ調子者ナリトナシ之レニ從事スル
ニハ特殊ナル教育アルヲ要セス才能熟練モ亦タ頼ムニ足ラスト思フ者アレ
トモ之レ察セサルノ甚シキモノニシテ此業務程一種特別ノ才能ヲ要スルモ
ノ他ニ之レアラス從ツテ之レニ從事スル者ハ其收得スル報酬モ決シテ廉ナ
ラサルナリ世間多數ノ生命保險會社ハ常ニ良募集員ノ得難キヲ歎シ廣ク其
門戸ヲ開キテ之レヲ招キ之レニ應スルニハ特種ノ資格ヲ要スルカ如キ制限
ヲ置カサルニ拘ハラヌ未タ曾テ募集員ノ充實セルヲ聞カサルハ世間普通ノ

業務ト違ヒ誰レニテモ容易ニ爲シ得ル業ニアラサルノ確證ナリ或ハ之レヲ以テ幸福名譽ヲ得ルノ早道ト即了シテ此ノ業ニ就クヲ熱心ニ希望スル者其數甚タ多ケレトモ首尾能ク成功シテ其素志ヲ達スル者ハ實ニ指ヲ屈スルニ足ラス而シテ其能ク成功シタル者ハ斯業者間ニ重ンセラレ傭聘絶エサル身ノ上トナルナリ。

夫レ此業ニ眞實適任者タランニハ事務的性格ヲ要シ精勵確實而カモ敏捷ニシテ一種ノ驅引ヲ覺エ能ク人ヲ説服スルノ力ナカルヘカラス左レハ講義ヲ聞キ教授ヲ受クルヨリモ寧ロ實際ニ觸レテ始メテ之レヲ習得スヘク要スルニ適當ナル方法ヲ以テ適當ナル事ヲ語り且ツ行ヒ默スヘキ時ハ斷シテ默スルハ募集唯一ノ秘訣ナリ

募集員タル者ハ自己ノ會社ニ關スル事柄ハ何事ニテモ熟知シテ人氣ニ投スル如ク其要點ヲ舉ケ簡單明瞭ニ之レヲ説明シ人ノ不審ヲ問フニ遇ヘハ躊躇ナク之ニ答フルノ才智ヲ要ス加之他ノ同業會社ノ事ヲモ充分ニ知得シテ苟モ自己ニ利益アル所ハ兩々之レヲ對比シテ競争ノ場合モアラハ自己防禦ノ武器タラシムルノ覺悟ナカルヘカラス然ラハ募集員ノ任務トスル所ハ如何。

二、募集員ノ任務

募集員ノ任務ハ保險者ト被保險者トノ中間ニ立チテ媒介ヲ爲スニ在リ即チ保險ヲ引受クル者ト保險ヲ申込ム者トハ凡テ直接ニ其手數ヲ爲スヲ得サレハ募集員ハ保險者即チ會社ヲ代表シテ其中間ニ立チ双方ヲ結ヒ付ケテ以テ

保險契約ノ成立ヲ容易ナラシムルモノナレハ能ク双方ノ内情ニ精通セサルヘカラサルハ云フ迄モナク會社ノ側ニ於テハ其經濟上ノ既往ノ經歷現今ノ狀況將來ノ希望等ヲ審カニシ他日會社カ義務ヲ履行スルニ於テ決シテ間違ナキコトヲ説明セサルヘカラス我カ會社并ニ他會社ノ資産ノ總額、責任準備金、剩餘積立金、收入支出、利益配當、現在保險契約高及新契約高等ハ容易ニ之レヲ知ルノ途アレトモ申込者ノ最モ注意スル所即チ保險ノ種類保險料算出等ニ關シテ精通スルニ至ルハ容易ノ事ニアラス必スヤ其準備ナカルヘカラス。

三、募集員タルノ準備

保險ノ種類、保險料、利益配當並ニ申込ノ方法等ハ凡テ會社ノ規則書ニ詳細ニ表示シアレトモ學理上ノ原則ニ至リテハ其摘要ヲタニ記載シテ配布セルモノ極メテ稀ナリ左レハ世間モ別段其必要ヲ思ハス只特ニ斯業ニ注意スル者往々之レヲ取調フルコトアルノミニシテ募集員ハ保險料ノ算出解約價格ノ計算年金ノ割出方等ヲ命セラル、コトモアルマシケレハ之レヲ知ルノ必要ナキカ如クナレトモ苟モ我カ從事スル職務ニ關シテハ如何ナル部面ヲモ知得シ置クハ萬一ノ用心ニシテ他人カ條理ニモ合ハサル事ヲ喋々スルアレハ一々其誤謬ヲ指摘シテ我カ説ク所ニ屈服セシメサルヘカラス此クスルトキハ世間ノ己レニ對スル信用モ自カラ厚キニ至ラン。

四、募集成功ノ要素

募集員タルニ必要ナル性質ハ人ニ對シテ禮讓ヲ重ンシ正直勉勵ナル事ニシテ是レ實ニ募集ヲ成功セシムル萬世不易ノ要素ナリ

快濶ニシテ而カモ親切ニ人ト相交リ正義確實ノ人物ナリト人ニ信用セラレ而シテ熱心勉強スル所ノ募集員ハ其成功ニ於テ疑モナク安全有利ナル武器ヲ有スルモノト云フモ可ナリ

先ツ募集員タル者ハ何人ニモ氣受ケ善ク八方美人ナラサルヘカラス然レトモ輕躁浮薄ハ最モ忌ムヘキ事ニシテ人ニ語ル所ハ己レノ充分ニ信用スル事柄ノ範圍ニ於テスヘク聽ク者ノ心中ニ信ヲ置カシムルコトハ極メテ確實ニ

極メテ正直ナラサレハ爲シ能ハサルモノナリ言葉巧ニ飾リタル大體ノ談ハ劫テ人ノ注意ヲ惹クニ足ラスシテ取飾リナキ事實談ハ唯一ノ有効ナル説明タルコト生命保險ニ於テハ殊ニ然リトス

抑モ生命保險ニハ二種ノ方面アリ人ノ愛憐的感情上ヨリ起ル觀念ト放資ノ一方法トシテ起ルノ觀念是レナリ此兩方面ハ何レモ之レヲ忘却スルコト勿レ夫レ人各將來ヲ氣遣ヒ妻子眷屬ノ保護ノ爲メニ生命保險ノ必要ヲ認ムルハ愛憐的感情ノ方面ナレハ此等ノ人ニ對シテハ其身邊周圍ニ注意シ其境遇ニ應シテ其意ニ投スル如ク説明シ所謂人ヲ見テ法ヲ說クノ筆法ヲ學ハサルヘカラス放資ノ一方法トシテモ感情上ノ方面ニテモ其功德ヲ說クニ至リテハ其語ニ窮スル等ノコトハ決シテ之レアラサルナリ

世間往々驚クヘキ誇大ノ事項ヲ規前書ナトニ掲ケテ得々タル會社アレトモ是レ決シテ世人ヲ瞞着スルニ足ラスシテ何事モ實際ニ在リ得ヘカラサル事ヲ喋々スルハ害アリテ益ナシ寧ロ整理ノ届キタル會社ノ年來實踐シ來リタル數字上ノ事實ヲ有ノ儘ニ示スハ却テ世間ノ信用ヲ博スルニ最モ有力ナル手段ナリ

募集員トシテ慎マサルヘカラサルコト多々之レアリ能ク注意スヘシ其職ニ從事シテ實際ノ經驗ニ由リ人ノ注意ヲ待タスシテ自ラ之レヲ了解スル者モ有ルヘケレトモ皆其初メハ無頓着ニシテ前途ニ横ハル所ノ岩石ヲ見ス蹉跌シテ初メテ其不注意ヲ悔ユルコソ誠ニ不覺ノ至リナレ

五、募集員トシテ爲ス可カラサル事

- 一、爲ス可カラサルハ爲ス可キ事ヲ爲スノ次ナルヲ忘ル、コト勿レ
- 一、己レノ從事スル會社ニ向ツテ漫リニ報酬ノ多カラシムコトヲ強請スルコト勿レ

夫レ募集員タル者ハ常ニ自己ノ働相當否寧ロ過分ノ報酬ヲ得ルモノニシテ資本ヲ要セス唯熱心勉勵ト熟練トノミニテ斯クマテ利益ヲ得ル仕事ハ他ニ之レアラサルナリ。

一、自己ノ會社ヲ庇護スルノ外ハ妄リニ他ノ會社ヲ攻撃スルコト勿レ
夫レ同業會社ニシテ國法ニ背カサル以上ハ總テ其行爲ノ不都合ナラサルコ

トヲ公ニ認メラレタルモノニシテ他會社ノ事ヲ語ルヘキノ場合モアラハ自
己ノ會社ノ優レル點ヲ説明スルニ止メ其ノ言フ所ハ常ニ公平ナルヘシ。

一、數會社ノ爲メニ働カントスルコト勿レ

熱心ヲ別ツハ混雜ヲ招クノ源ニシテ忠實ハ模範トスヘキ美德ナリ自ラ撰擇
シテ身ヲ委子タル會社ノ爲メニ專心一意勉メナハ昇級ノ時期ニ於テ其名ノ
逸セラル、コトハ之レナカルヘシ。

一、加入セシメ難シト見エタリトテ勸誘ヲ躊躇スルコト勿レ

案スルヨリハ生ムカ易キノ譬ノ如ク至難ト思ヒシ場合モ意外ノ結果ヲ奏ス
ルコトアルハ世間其例甚タ多シ。

一、富貴高名ノ人ヲ訪問スルニ躊躇スルコト勿レ

此等ノ人々ハ大ニ得意先トモ保護者トモナスヘキモノナリ何トナレハ保險
ノ事ヲ聞キテ理解シ易ク進ンテ應スルニ吝ナラサレハナリ。

一、己レノ身分ヲ語り又ハ其職務ヲ告クルニ自ラ其職ヲ耻ツルカ如ク他ノ

非難ヲ恐ル、カ如ク申譯的ノ言葉ヲ用ユル等ノ事ハ決シテ爲スコト勿レ

カノ宗教家ヲ見ヨ正々堂々宗教ノ功德ヲ説キ以テ衆生濟度ノ高尚ナル天職
ヲ全フスルニアラスヤ募集員タルモノモ亦此覺悟ナカルヘカラス。

一、己レノ職業ヲ侮辱スルモノアラハ一步モ許スコト勿レ

夫レ生命保險ハ職業トシテ最モ高尚ナルモノ、一ニシテ之レニ従事スル者
ハ甚タ榮譽トスヘシ天下ノ善良ナル人ハ凡テ善良ナル募集員ナリト云フコ
トヲ得サルモ善良ナル募集員ハ凡テ之レ善良ナル人ト云フヲ得ヘシ。

一、少額ノ保險ヲ勸誘スルカ如キコトハ氣振リニモ之レヲ顯ハスコト勿レ
五千圓ノ額ヲ勸ムルモ壹萬圓ヲ勸ムルモ其勞ハ同一ニシテ寧ロ其資産ノ程
度ヲ富有ニ見込ミ多額ノ申込ヲ勸誘シ相手ヲシテ得意ナラシムルノ優レル
ニ若カス。

一、既ニ他會社ニ加入シ居ル者ニ遇ハ、其會社ニ對スル信用ヲ殺カンコト
ヲ企ツルコト勿レ

カ、ル人ニ遇ハ、猶自己ノ會社ニモ加入セシメテ良否ヲ其後ノ判斷ニ任せ
シムルニ如カス比年ナラシテ自カラ分明セン。

一、生命保險ハ生來之レヲ好マス如何ニシテモ生命保險ヲ必要ナリト信ス
ルコト能ハスナト意地張ル拗者ニ會ハ、程善ク應答シテ強ヒテ論争スル

コト勿レ

カ、ル頑迷者ハ千辯萬語ヲ費ヤストモ到底無益ニシテ寧ロ放任シ置クニ若
カサルナリ。

一、生命保險ノ必要便益アルコトヲ大ニ意氣込ミテ滔々ト詭辯ヲ弄スルコ
ト勿レ

此ノ如クスレハ人ハ其威勢ニ恐レテ唯々虚諾却テ埒明カサルモノナレハ穩
カニ妻子眷屬ニ對スル義務ヲ果タス爲メニハ一刻モ速ニ生命保險ヲ附クル
ヲ要ストノ觀念ヲ起サシムルヲ宜シトス。

一、職務ヲ行フニ當リ失敗ニ懲ルコト勿レ

一時失敗ヲ招クコトアリトモ物ノ分リシ人ハ必ス其生命ヲ保險ニ付スヘキ

モノト堅ク自信シ後日必ス我軍門ニ降ル時アルヲ思フヘシ。

一、相當ノ知識アリ且ツ資産アレハ我ハ生命保險ノ必要ナケレトモ浮世ノ義理トシテ猶多少ノ保險ヲ現在附ケ居ルモコレスラ保險料ノ支拂面倒ナ

リト勿體ラシク言フ人ニ遇フモ直ニ然ラハトテ辭シ去ルコト勿レ

カ、ル人ニハ生命保險ノ外ニ重利ヲ以テ利殖ヲ計ル一層善キ方法アリヤナトノ點ヲ語り出タセハ往々ニシテ其注意ヲ惹クモノナリ。

一、談猶熟セサルニ漫リニ申込書ヲ認メントスルコト勿レ

小心翼々タル人ハ誠ニ決斷ノ附カヌ者ニシテ其要領ヲ得難ク徒ラニ申込用紙ヲ費ヤスノ恐レアリ。

一、都合善キ折ヲ見計ラハサレハ決シテ生命保險ノ事ヲ語り出タスコト勿

レ

各個人ニ就テ保險ノ効能ヲ語ルニハ其工風モ多々之レアレトモ多人數寄り

集マリタル所ニ於テハ甚タ氣受ケ惡シキモノナリ故ニ各人ニ就テ各別ニ之

レヲ勸誘スルニ若カス衆人滿座ノ中ニ於テハ徒ラニ談話ノ錯雜ヲ招キ遂ニ

ハ取付キ場サヘ失ヒテ往々不利益ナル結果ニ終ルコトアリ。

一、己レ一己ノ都合ヲ哀訴シテウルサク朋友知人ニ迫リ其職ヲ卑シクスル

コト勿レ

假令金錢ヲ得ルノ必要ニ迫リタリトモ必ス他ノ口實ヲ求メテ之ヲ爲セ。

一、社交上ノ好機會又ハ特權アラハ決シテ之レヲ誤用スルコト勿レ

凡俱樂部集會又ハ他人ノ招待ヲ受ケテ大ナル宴會ニ臨ミシ時ナトハ人ノ紹

モノト堅ク自信シ後日必ス我軍門ニ降ル時アルヲ思フヘシ。

一、相當ノ知識アリ且ツ資産アレハ我ハ生命保險ノ必要ナケレトモ浮世ノ義理トシテ猶多少ノ保險ヲ現在附ケ居ルモコレスラ保險料ノ支拂面倒ナ

リト勿體ラシク言フ人ニ遇フモ直ニ然ラハトテ辭シ去ルコト勿レ

カ、ル人ニハ生命保險ノ外ニ重利ヲ以テ利殖ヲ計ル一層善キ方法アリヤナトノ點ヲ語り出タセハ往々ニシテ其注意ヲ惹クモノナリ。

一、談猶熟セサルニ漫リニ申込書ヲ認メントスルコト勿レ

小心翼々タル人ハ誠ニ決斷ノ附カヌ者ニシテ其要領ヲ得難ク徒ラニ申込用紙ヲ費ヤスノ恐レアリ。

一、都合善キ折ヲ見計ラハサレハ決シテ生命保險ノ事ヲ語り出タスコト勿

レ

各個人ニ就テ保險ノ効能ヲ語ルニハ其工風モ多々之レアレトモ多人數寄り

集マリタル所ニ於テハ甚タ氣受ケ惡シキモノナリ故ニ各人ニ就テ各別ニ之

レヲ勸誘スルニ若カス衆人滿座ノ中ニ於テハ徒ラニ談話ノ錯雜ヲ招キ遂ニ

ハ取付キ場サヘ失ヒテ往々不利益ナル結果ニ終ルコトアリ。

一、己レ一己ノ都合ヲ哀訴シテウルサク朋友知人ニ迫リ其職ヲ卑シクスル

コト勿レ

假令金錢ヲ得ルノ必要ニ迫リタリトモ必ス他ノ口實ヲ求メテ之ヲ爲セ。

一、社交上ノ好機會又ハ特權アラハ決シテ之レヲ誤用スルコト勿レ

凡俱樂部集會又ハ他人ノ招待ヲ受ケテ大ナル宴會ニ臨ミシ時ナトハ人ノ紹

介ヲ求メテ各種ノ人々ニ面識ヲ得己レノ交際ヲ擴クルコトニ注意シ其利用ヲ怠ルヘカラス。

一、逡巡シテ決心ノ出來サル人ニ承諾ヲ迫リ之レヲ強制スルコト勿レ其ノ深慮ノ次第ハ他人ノ得テ窺ヒ知ル所ニアラス無遠慮ニ之ヲ迫ラハ人ハ其出過キタル申分ニ忿ルヘシ。

一、保險ノ種類方法等ハ簡單明白ニ説明シテ能ク人ノ了解シタルコトヲ見届クルマテハ申込書ヲ認ムルコト勿レ

暇取ル商賣ハ見込ミアルノ商賣ナリト知ルヘシ。

一、他人ノ妨害ハ之レヲ懸念スルコト勿レ

之レヲ懸念スルハ却テ困難ヲ惹キ起スニ過キス故ニ可成ハ知ラサル爲ネシ

テ之レヲ看過シ若シ答辯ノ必要アラハ鄭重ニ且ツ簡單ニソノ説明ヲ爲スヘシ。

一、事ヲ語ルニ誇大ナルコト勿レ

平凡ナル現在ノ事實ヲ語ルハ將來ノ事ヲ業々敷算ヘ立テ、語ルヨリモ人ヲ動カスニ力アリ保險ノ組織ニ關シテハ正直確實ニ之レヲ語レハ苟モ理解力ヲ有スル者ハ之レヲ信用スルニ餘リアリ若シ夫レ事理ヲ解セサル者ニ至リテハ何事ヲ語ルモ到底満足スルモノニアラサルナリ。

一、自己ノ會社カ實際爲シ得サル事ヲ人ニ約スコト勿レ

將來ノ事ヲ受合ヒタリトテ其結果ニ於テハ豫言スルコト能ハス却テ人ヲシテ個人的信用ナキヲ思ハシムルモノナリ

一、人ノ働ク時間或ハ公務ノ時間ニハ保險ヲ語ルコト勿レ

家族ノ愛情ニ訴ヘテ之レヲ勸メントセハ其團欒ノ中ニ就テ語ルヘシ爐ヲ圍ミテ一家閑話ノ中ニ之レヲ語レハ家族ノ同情ヲ惹キテ好結果アルモノナリ夫レ終日勞役ニ身ヲ委ネ家族ノ爲メニ働ク人ニ向ツテハ其ノ家族ノ心情ニ訴ヘテ勸誘スルトキハ心ト心ト相應シ家族ノ一團ハ募集員ト其主人トノ同情ヲ媒介シ以テ我カ賛成者タラシムルヲ得ヘシ。

一、己レノ語ル處不充分ニシテ其説明モ不満足ナルヲ顧ミスシテ煩サク勸ムルコト勿レ

人ハ談話ノ要點分明スルニアラサレハ之レニ從フモノニアラス又其人ニ別ニ意見モアラハ黙シテ之レヲ謹聽シ充分其說ヲ吐カシメヨ人ハ常ニ他人ノ

爲メヨリハ寧ロ己レノ意思己レノ說ニ依リテ動クモノナリ

相手ノ意見ヲ謹聽スルハ其人ニ對シテノ禮儀ナレハ其意見ニ多少ノ誤謬アリトモ格別障リナキ事ハ之レヲ論争スヘカラス。

一、募集ヲ試ミンスル土地ニシテ現ニ他會社ノ募集員ニテ充滿シ居ルヲ知リタリトテ之ニ落膽スルコト勿レ

彼等ノ充滿スルハ其土地ノ見込アルヲ證スルナリ進ンテ其仲間入りヲ爲シ己レノ取ルヘキ所ヲ取ルニ若カサルナリ。

一、避ケ得ヘクンハ他會社ノ事ヲ說クヘカラス

若シ他會社ニ就テ質問ヲ受ケナハ正直ニ答ヘヨ競争者ナリトテ之ヲ誹譏スルハ益ナキコトナレハ我カ爲ス丈ケノ事ヲ爲シテ他ヲ云フニ及ハス又其被

保險人ニ對シテ注意スルコトモアラハ最モ正實ニシテ決シテ徒ラニ惡意ヲ挾ムヘカラス。

一、凡テ募集ハ表面ヲノミ獵サルコト勿レ

羹汁ノ實ハ上部ニノミ浮フモノニアラスシテ却テ底深ク沈ムモノナリ。

一、廣キ區域ニ於テ一時ニ手ヲ擴クルコトナカレ

丁目ヨリ着手シテ町ニ及ホシ市ニ亘リ漏レナク募集セヨ最モ己レニ近キ者ヨリ募集ヲ始ムレハ取り付キ易キモノナレトモ大區域ヲ一舉ニ網セントスルカ如キハ決シテ策ノ得タルモノニアラス未熟ノ者往々此ノ誤アルハ是レソ可憐ナル數多ノ募集員カ蹉跌スル所ノ巖石タリ。

一、信用スヘキ募集員トシテ己レノ技倆ヲ認メラル、マテハ猥リニ上級ノ

位地ヲ望ムコト勿レ

成功シタル募集員ハ自ラ好位地ヲ願ハストモ地位ハ來リテ汝ヲ求メンノミ。

一、贅澤華美ナル事務所誇大ナル表示又ハ阿諛ナル新聞記事等ニ依頼シテ

成功ヲ求ムルコト勿レ

夫レ成功ハ活潑機敏ニシテ終始變ラサル自己ノ勉強ノ報酬ナリト知ルヘシ。

一、自己ノ得ル募集費ハ之レヲ費ヤスニ吝ナルコト勿レ

其費用ハ決シテ消失スルモノニアラサルコトヲ考ヘヨ苟モ充分ノ收穫ヲ欲

セハ相當ノ費用ヲ出タシテ種子ヲ蒔キ之ヲ培養セサルヘカラス

一、手近ノ者ニ全力ヲ注キ徒ラニ力ヲ分ツコト勿レ

同時ニ種々ノ方面ニ力ヲ分ツトキハ其勢力ヲ殺クモノナレハ全力ヲ舉ケテ

一ノ會社一ノ主義一ノ計畫一ノ場所ニ集中セサルヘカラス。
一、語り過コスコト勿レ

人ハ多言ナレハトテ之レニ耳ヲ傾クルモノニアラサレハ勉メテ其沈着ナルコトヲ人ニ知ラシメサルヘカラス先ツ其要點ヲ語りテ之レヲ説明シ之レヲ主張スレハ充分ナリ己レ一人ニテ話ヲ持チ切ルコトナクシテ人ニモ語ル機會ヲ與ヘヨ其語ル處ヲ聞クハ大切ナルコトニテ我希望スル所ヲ如何ニ語レハ彼レノ合意ヲ得ルヤヲ知ルニ便ナルモノナリ。

一、人ヲ勸メテ愈成就スルマテハ油斷スルコト勿レ

生命保險ヲ稍々信スルニ至リタルノミニテハ素ヨリ足ラス實ニ結構ノ事ナリト確信スルニ至ルトモ猶未タ成功シタルモノニアラス其確信ノ後ニ愈々

加入ヲ爲サシメテ始メテ己レノ職務ヲ成就シタルモノナリ事此ニ至ラスシテ失敗スルトキハ既往ノ苦心モ水泡ニ歸セサルヲ得ス人ヲシテ考ヘシメ信セシムルハ最後ノ目的ニアラスシテ愈々加入スルコトヲ承諾セシメ申込書ヲ取り保險料ヲ受取ルノ手續ヲ了ユルコソ第一ノ必要ニシテ之ヲ爲スヲ誤ルトキハ是レ全部ノ失敗ナリ。

一、新契約ヲ求ムルニ際シテ從來ノ被保險人ヲ忘ル、コト勿レ

從來ノ被保險人ハ新契約者ヲ得ルニ少カラサル聲援トナルモノナレハ其勢力ハ募集員ニ取りテ此上ナキ價值アルモノニシテ程ヨク周旋ヲ依頼スレハ満足シテ之レヲ承諾スル者ナリ。

一、時間ヲ浪費シ又ハ等閑ニ附スルコト勿レ

時機ヲ考ヘテ診査醫、宗教家又ハ重ナル商賣人等凡テ己レノ交際ヲ擴クルノ助ケトナルモノヲ遊説シ以テ事業ノ開拓ヲ務メヨ。

一、自己ノ職務ヲ遊戯ト心得ルコト勿レ

募集員トシテ成功スルニハ多クノ時間ヲ働キ又多クノ勉強ヲ爲サ、ルヘカラサルコト他ノ職業ニ比シテ一層肝要ナリ。

一、自己ノ職務ニ關シテハ萬端直ニ知了シタルモノト信スルコト勿レ

數年間其職ニ在ルモノニテモ猶學フヘキコト多シ。

一、遇フ人毎ニ我知得スル所ノ總テノ事ヲ吐露セサルヘカラスト思フコト

勿レ

此クスレハ人或ハ汝ヲ贅辯家ナリトナサンノミ。

一、競争者ノ收得ヲ妨害セント焦心スルコト勿レ

是レ多クハ徒勞ニ歸シ他ノ方面ニ力ヲ用ユルノ優レルニ若カサルナリ。

一、天氣惡シキ爲メ事務室ニ閑居シテ何事ヲモ爲サ、ル等ノ事アルコト勿レ

風雨ノ時ナトニハ人多クハ閑ニシテ面會ニ充分ナル時間ヲ得從ツテ己レノ言フ處ニ注意シテ耳ヲ傾クルコト多シト知ルヘシ。

一、人ノ不諾ヲ見テ失望スルコト勿レ

十人ノ内九人迄ハ承諾スル前ニ一度ハ拒絕スルモノナリ。

一、己レノ得タル申込者ヲ會社カ拒絕シタリトテ失望スルコト勿レ

會社ハ其營業ニ付テハ募集員ト同様ニ心懸ケ居ルモノナレハ相當ノ理由ナ

クシテ申込ヲ拒絶スルモノニアラス骨折リテ求メ得タル申込者カ拒絶サレタリトテ決シテ悔恨スルコトナク更ニ第二ノ運動ヲ始メテ他ノ見事ナル申込者ヲ得ンコトヲ心懸クヘシ。

一、手帖ヲ所持スルコトヲ忘ル、コト勿レ

其手帖ハ日々新聞ヲ讀ムニモ街道ヲ散歩スル折ニモ又ハ地方ノ旅行ニ於テモ保險加入ノ見込アリト思ヒシ人々ノ名前ヲハ一々記入シ置クモノナリ。

一、他ノ募集員ハ萬事己レニ優ルヲ以テ斯クハ好結果ヲ得ルナラント己レノ技倆ヲ安買ヒスルコト勿レ

失敗ハ不運ノ致ス所ニアラスシテ寧ロ其人ノ怠慢ノ罪ナリ。

一、保險ノ募集ヲ以テ一時ノ瞞着手段トナシ或ハ誰レニテモ成功シ得ル仕

事ト考フルコト勿レ

カ、ル考ニテ事ヲ爲セハ失敗スルハ必然ニシテ若シ失敗スルトキハ其代表スル會社ハ勿論募集員自ラモ非常ノ惡結果ヲ蒙ラサルヘカラス生命保險ハ其他ノ職業ヨリモ一層特殊ノ才能ヲ要スルモノニシテ膽力、決意、堅忍、勇氣、熟練等ハ募集員タルモノ、成功ニ必要ナル特質ナレハ其仕事ハ決シテ小兒ノ戯レニアラサレトモ世間往々之レヲ戯ト思フカ故ニ其成功ヲ得サルナリ。

一、時機ハ之レヲ逸スルコト勿レ

日々出會フ人ニハ保險ヲ付ケ置ケハソノ死後ニ於ケル妻子ノ行末ヲ氣遣フノ憂ナキコトヲ深く感セシメヨ保險ハ我カ死後ニ於テ妻子ノ爲メニ一定ノ

財産ヲ月賦或ハ年賦ヲ以テ購フモノナリ之ニ頼リテ死後ニ心配モナク生存競争場裏ニ馳驅奔走シテ遺憾ナク我資本ヲ自由ニ運用スルヲ得ヘシ。

一、非常ナル機會ニ遭遇セント待ツコト勿レ

通常ノ機會ヲ利用セヨ氣長ク歩ムハ短ク走ルニ勝ルモノナリ。

一、忿リ易キ振舞ヲ爲シ己レノ美質ヲ失フコト勿レ

美質ハ之レヲ琢磨セヨ美質ハ如何ナル時ニ於テモ決シテ流行後レトナルモノニアラス又誰人モ之ヲ賞セサルハナク千秋不朽ノモノナリ之レヲ養成スルニハ多少ノ心懸ニシテ事足り之レヲ保存スルニハ何ヲモ要セス而カモ募集員ニ取リテハ金剛石ヨリモ貴重ニシテ其ノ成功ニ對シテ之レニ勝リタル保護者ナシ。

一、己レ自身ノ事ヲ話スコト勿レ

己レノ善キ事ヲ云ヘハ自負トナリ善カラサル事ヲ云ヘハソノ愚ヲ表ハシ公平ニ言フモ人或ハ之レヲ信セサルモノナレハ其題目ハ常ニ之レヲ我會社ノ事ニ限リソノ効績アルコトノ寛裕ナルコトソノ安全ナルコト及ヒ他ニ優レルコト等凡テ被保險人ノ希望ニ適合スル事ヲ示ス様心掛クヘシ。

一、談ハ其枝葉ニ涉ルヲ許スコト勿レ

枝葉ニ涉ルハ徒ラニ混雜ヲ招クノ基ナリ被保險人募集ノ要旨ハ只今此ノ方法ニテ我會社ニ保險ヲ申込メト云フニ止マルナリ。

一、募集員トシテ爲ス可キノ事並ニ之ヲ爲スノ方法

世間ハ單ニ一片ノ廻文ヲ得テ直ニ保險ヲ申込ムカ如キ無造作ノモノニ非スシテ巧ニ被保險人ヲ得ントスルニハ才識考慮ヲ要スルモノナレハ募集ハ眞ニ一箇ノ技術ト云ハサルヘカラス夫レ募集員タル者ハ沈着自重ナルヘク事ニ觸レ忿激スルカ如キハ務メテ之レヲ避クルノ心懸肝要ナリ何トナレハ私憤ヲ交ユルトキハ判斷其正鵠ヲ得サルモノアルヲ以テナリ。

時機ノ宜シキヲ察シテ人ニ近親スルノ手腕及ヒ人ヲ見テ説ヲ作スノ熟練ハ先ツ其職ニ當タリテ實地ノ經驗ヲ重ネ漸次自得スヘキモノニシテ豫メ之レヲ指揮薰陶スルコトヲ得ルモノニアラサルナリ。

募集員ハ己レ親ヲ募集ニ奔走シテ申込者ヲ求ムルコト極メテ必要ナリ廻文ヲ飛ハシ依頼狀ヲ送リテ之レヲ爲サント欲スル者アレトモ是レ大ナル間違

ノ沙汰ニシテ之レカ爲メニ費ヤス所ノ時間ハ空費スル時間ト同シク何等ノ利益ナキモノト知ルヘシ靈妙稀有ノ技能ヲ有スル人ハイサ知ラス凡テ事ハ己レ親シク訪問スルコトナクシテ其ノ結果ヲ全フスルモノニアラス或ハ文筆ノ才アル者カ文書ニ依リテ勸誘ノ道ヲ開キ人ヲシテ保險ノ研究ヲ促スノ材料タラシムルコトナキニシモアラサレトモ愈其申込ヲ得ントスルニハ必ス親ヲ訪問シテ事ノ埒ヲ明ケサルヘカラス。

募集員ハ常ニ其業ニ勵ミ仕事ニ追ハレサル覺悟ヲ以テ事ニ當タリ常ニ良好ナル効果ヲ得ルコトニ注意シ決シテ一時ノ賞賛ヲ得ンカ爲メ輕々シキ舉動アルヘカラス能ク事ニ順序ヲ立テ堅忍確實而カモ活潑ニシテ時間ヲ浪費セス如何ナル困難ニ遇フモ之ヲ凌駕シテ愚痴ヲ翻スカ如キ女々敷振舞アルコ

トナカレ又其計畫ハ千思萬慮ノ後ニ於テシ性急ナル早吞込ヲ爲スコトナカレ己レ先ツ其職ニ熱心ニシテ始メテ他人ヲ動カスニ至ルモノナリ常ニ心ヲ陽氣ニ持チテ我業務ハ堅ク自信セヨ困難ニ遭遇シテ落膽スヘキコトモ多ク之レアリトモ益勇進スヘシ保險ハ人生ニ必要ナルモノナレトモ人ハ自ラ來リテ之レヲ求ムルモノニアラサルコトヲ思ハサルヘカラス然ルニ募集員タルモノ其最初ニ於テ意ノ如クナラサルモノアルヨリ中途ニ挫折シテ成功ノ域ニ達スル者少ナキハ誠ニ遺憾ノ次第ナリ。

善良ナル募集員ニシテ勇氣ニ乏シク快活ノ資質ヲ欠クカ爲メニ往々失敗ヲ招クモノアリサレハ募集員ハ當ニ正直熱心ナルノミニテハ未タ以テ足レリトスヘカラス活潑敏捷ニシテ事ヲ爲スニ當リテハ會社ノ信用功業ノミニ依

頼セス自己ノ手腕ニ依リテ益會社ノ信用功業ヲ發揮スルノ覺悟アルヲ要ス夫レ人ハ他ノ指導ヲ受クルニアラサレハ假令ヘ善キ事ニテモ之レニ心附カスシテ過クルモノナリ故ニ募集員ハ不斷其心得ヲ以テ靜カニ人ノ睡眠ヲ覺マシ以テ爲スヘキヲ爲サシムル様ニ導カサルヘカラス必スシモ議論ヲ聞キ説明ヲ得テ初メテ保險ノ何物タルヲ知り加入ヲ思ヒ立ツモノトノミ思フコトナカレ談話ノ内ニ不知不識一念發起シテ募集員ノ語ル處ニ満足ヲ表シ譯モナク其ノ意ニ從フニ至ル者アリ是レ其語ル所意志發動ノ導火線トナリ彼レヨリ進ンテ來リ投スルモノニシテ必スシモ吾ニ論破セラレテ止ムヲ得ス服従シタルモノニアラサルナリ要スルニ生命保險ノ人生ニ必要欠クヘカラスアルモノナルコトハ世人既ニ之レヲ知レハ今更繰リ返シテ之レヲ論スルニ

及ハス今日ノ急務ハ加入スルヤ否ヤノ問題ニ過キス人ヲシテ保險ナルモノヲ信セヨト云フニアラスシテ我會社ニ加入スルコトヲ求ムレハ足レリ其求ムルヤ勉メテ其身ニ利益ナル如クニ人ノ感情ヲ動カサ、ルヘカラス即チ其手段トシテハ前來說キ來リシ方法ニ依リテ我カ意見ヲ語ルヘシ然レトモ人ノ終極ノ意志ハ他人ノ力ニ依リテ枉クヘクモアラサレハ猥リニ會社ノ撰擇等ニマテ立入りテ催促スルハ宜シカラス保險ノ種類方法等ヲ都合能ク排列シテ其欲スル處ニ任スヘシ假令ヘ一時ノ失敗ヲ招ク事アリトモ憂フルニ足ラス眞實ナル其意志ニ從フヲ以テ上策ナリトス。

募集員ハ常ニ歡言喜色アルコト極メテ必要ニテ困難ニ遭遇シ心中ノ不平自ラ外貌ニ顯ハレ恨ムカ如ク訴フルカ如キ不景氣ナル顔色ヲ示スハ甚タ宜シ

カラス己レ喜色アレハ人モ自カラ笑ヒ己レ不滿ナル顔色ヲ以テ人ニ接スレハ人モ亦不愉快ナル感情ヲ以テ我ヲ迎フヘシ己レヲ正フシテ以テ人ノ信用ヲ買ヒ満足ヲ得苟モ人ニ不愉快ナル感情ヲ起サシメサル様ニ注意セヨ身ハ元ト一介ノ募集員ニシテ敢テ生命保險ノ革命者タルニアラサレハ徒ラニ大言壯語シテ世人ヲ喝破シ又ハ之レヲ頤使センナト、思フハ大ナル誤ナリ人ノ求ムル所人ノ要スル處ニ從ヒテ爲ス所ヲ爲シ行フ處ヲ行フコソ得策ナレト知ルヘシ。

沈黙ニ過クルト多言ナルトハ共ニ人ヲ動カスニ足ラス談話ハ其要ヲ知ラシムルヲ以テ足レリトスレハ多言ニシテ却テ其要旨ヲ漠然タラシムル如キコトアルヘカラス往々己レノ語ル所ノ透徹セサルヲ氣遣ヒ冗辯ヲ弄シ聞ク者

ノ心中ヲ混雜セシメ終リテ愕然自失ノ感アラシムルモノ、如キハ愚ノ至リナリ之レニ反シテ相手ヨリ起ルヘキ難問ヲ豫想シテ徒ラニ杞憂ヲ抱キ心怯レテ沈黙ヲ守ルモ亦タ宜シカラス然レトモ或難題ニ出會スルヤ何時ニテモ明確ニ辯解シ得ルノ覺悟ハ常ニ必要ナリ人ヲ説キ感動ヲ與フルヲ以テ募集ノ第一着手トシ徐々ニ保險ノ基礎タル原理ノ大要ヲ知ルヲ得セシメ其種類方法モ自カラ推測スルコトヲ得ル様ニ心掛ケ後ニハ相手ヨリシテ自ラ質問ヲ起スニ至ラシムヘシ斯クシテ巧ニ我思フ壺ニ引入ル、ニ至レハ既ニ半ハ成功シタルモノナリ人我ヲ試ミツ、アル間ニ我ハ能ク其人ヲ導キテ我意ノ如クナラシメ或ハ其聰明ナルヲ賞揚シ或ハ其好奇心ヲ煽動シテ以テ短兵急ニ迫リ他ヲ顧ミルノ遑ナカラシメ或ハ又巧ニ他ノ談話ヲ交ヘテ擒縱自在漸

次ニ其意志ヲ導クヘシ。談話ノ内ニモ出來得ヘクンハ數理上ノ事ハ務メテ之レヲ避クヘシ人ハ普通複雑ナル數理ヲ好マサルモノニテ之ヲ語レハ徒ラニ事ヲ混雜ニシ人ヲシテ再考ノ口辭ヲ作ラシメ遂ニハ申込ヲ見合ス等ノ惡シキ結果ヲ見ルコトアルモノナリ故ニ質問ヲ受クレハ兎モ角然ラサレハ之レヲ喋々セサルヲ上策トス。

生命保險ノ業モ亦一ツノ商賣ナレハ最初ヨリ之レヲ商賣トシテ人ニ語ルヘシ其之レヲ語ルニハ言語明晰簡ニシテ要ヲ盡スヲ以テ足レリトナシ決シテ冗辯ヲ弄シ要領ヲ得サル粗笨ノ議論ヲ以テ時間ヲ浪費スルコト勿レ繁忙ナル人ハ時是レ金ニシテ悠々トシテ冗談ニ耳ヲ傾クルモノニアラサレハ此種

ノ人々ニ向ツテハ其摘要ヲ紙面ニ記載シテ無用ノ繰言ヲ避クルモ亦一法ナリトス斯ル場合ニハ可成簡單ニ明瞭ニ要點ヲ漏サ、ル様之レヲ認ムヘシ例之何圓何拾何錢ノ保険料ニテ契約スヘキ額ハ何千何百圓ナリト確然記載スルカ如シ又他ノ會社ニ比シテ優ル點アラハ兩々相比シテ其得失ヲ明示スルトキハ之レヲ見ルモノ、好奇心ヲ引キ研究ノ念ヲ起サシメ意外ノ利益トナルコトアルヘシ總テ疑問ハ其性質ノ如何ヲ問ハス明確ニ迅速ニ之レニ答ヘ其答フル所ハ決シテ事實ニ遠サカラサルヲ期スヘシ卒直ナル辯解ハ巧ニ飾リ立テタル空説ニ優ルモノニシテ人ヲシテ我會社ニ定ムル所ノ方法以外ニ於テハ一層都合善キモノ之レナキコトヲ明白ニ了解セシメヨ。

募集員ハ己レノ業務ニ精通セサルヘカラス漫リニ推測ヲ逞フスルトキハ虛

偽ニ陥リ易シ營業費用ノ振合被保險人タルノ心得又ハ積立金ノ割合等ニ付テハ思慮ナキ者ハ往々ニシテ相違シタルコトヲ喋々シ經驗ナキ者ニ至リテハ全ク之レヲ説明スルノ能力ヲ欠ク故ニ常ニ心懸ケテ何時カ、ル質問ニ遇フトモ落付キテ正確ニ答辯ヲ爲シ得ルノ素養ナカルヘカラス又己レノ會社ハ安全鞏固ニシテ利益多シト云フ次第ヲ説明スルノ力ヲモ養ヒ置カサルヘカラス競争者ナリトテ其爲ス所ニシテ甚シク無妄ナルニアラサレハ之レヲ誹譏スルコトナク正當ニ事實ヲ語り以テ己レノ云フ所ニ世人ノ信用ヲ置カシムルコトヲ考フヘシ何レノ會社タリトモ多少ノ優リタル點ハアルモノナルヲ以テ何レニモ加入セサル無縁者ヨリハ何レカノ會社ニ加入シ居ル者ハ我カ味方タルコトヲ忘ルヘカラス徒ラニ貧弱ナル會社ヲ攻撃スルハ却テ世

人ヲシテ一般ノ保險會社ニ對シテ狐疑ヲ抱カシメ後日ニ至リテ保險金ノ支拂モ疑ハシナト思ハシムルニ至ルヘシ。

募集員タルモノハ不斷保險ニ關スル新聞雜誌ニ目ヲ注キ現在ノ智能ニ満足スルコトナクシテ益々其進歩發達ヲ期セサルヘカラス今日總テノ事ヲ知ルモ明日ニ至レハ其價格ハ減少スルモノナリト知ルヘシ。

募集員ノ運動ハ一地方ニ限り置クヘシ左スレハ其地方ノ各部門ノ人々ト親密ニナリ間斷ナク順序善ク各部門ヲ巡回シテ苟モ其區域内ニ於テ資産ヲ有シ未タ保險ニ加入セサル者アラハ是レ即チ己レノ怠慢不能ナルノ致ス所ニシテ速カニ此等ヲ口説キ落サ、レハ永ク其不能ヲ人ニ示スノ記念碑ヲ遺スニ齊シト思フニ至ルヘシ。

西人某曰ク新シキ交際ヲ得サリシ日ハ損失ヲ受ケタルノ日ナリト蓋シ募集員タルモノ、服膺スヘキ名言ニシテ成功ノ源ハ新規ノ交際ヲ求メ最初ノ面接ニ於テ既ニ一種ノ感動ヲ人ニ起サシムル手練ニ在ルモノナリ先入主トナルハ人情ノ常ニシテ最初ニ起リタル感動ハ終極ニ至ルマテ其力ヲ有スルモノナリ。

容姿ノ美、衣服ノ瀟灑ナルハ人ヲシテ心地善キ感情ヲ起サシムルモノナレハ身仕舞ヲ大切ニシテ進退動作ニ最モ注意スヘシ品ヨキ舉動ハ最良ノ紹介狀ノ如キモノニシテ初對面ノ時ニ於テ募集員ノ舉動カ禮ニ嫻フカ將タ粗暴ナルカ自若タルカ將タ落付カサルカニ依リテ善クモ惡シクモ受取ラル、モノナリ圓滿ナル交際ハ募集員ニ取リテハ資本トモ云フヘケレハ適當ノ方法

ニ依リテ勉メテ交際ヲ擴張スヘシ。
 始メテ募集ヲ試ミントスル土地ニテ知人ナキトキハ其地ノ銀行會社及諸種ノ團體ヲ訪問シ以テ其地ノ重モナル人々ノ姓名ヲ尋ネ之レヲ手帖ニ留メ次テ此等ノ人々ニ紹介ヲ得ルノ手段及ヒ機會ヲ求ムヘシ又ハ診査醫ニ就キテ其病家先キヲ紹介セシムルモ利益尠ナカラスカ、ル紹介ヲ得テ勸誘ヲ試ムル間ニモ新シキ交際ヲ開クノ考ハ須臾モ念頭ヲ去ラシムルコトナク好機アラハ決シテ之レヲ逸スヘカラス多少ノ利益ハ早晚其交際ヨリ來ルモノナリ人ニ遇ヘハ其人ノ保險ニ於ケル考又ハ其要スル處ヲ尋ヌルヨリハ先ツ己レヨリ進ンテ之レヲ説キ以テ其人ノ常識ニ訴ヘヨ稍々其効用ヲ信スルモ愈加入スルノ心ハ未タ決セストテ躊躇スル者ハ其内心ニハ略決意アルモノナル

ヲ以テ申込書ト筆硯ヲ出タシテ強ク之レニ迫ラハ月一年ト遷延スルモノモ意外ニ早く抄ルコトアリ然レトモ充分注意シテ決シテ花客ノ意思ニ反抗スル等ノ事アルヘカラス過ツテ其機嫌ヲ損スルトキハ再ヒ其眷顧ヲ挽回シ難シ何ノ商賣ナリトモ花客ノ意ヲ損シテハ利益アルモノニアラス。
 保險ヲ申込マシムルニハ充分其身體ニ注意シ少シモ疑ハシキ所ナキ健全ナル體格又ハ遺傳、血統等ノ立派ナルモノ、外ハ之レヲ勸誘スルコトナカレ多少ナリトモ疑ハシキ所アレハ遺漏ナク書面ニテ之レヲ本社ニ報告シ其指揮ヲ待ツヘシ又保險金額ヲ定ムルニモ其人ノ收入ニ不相應ナル額ヲ勸ムルハ甚タ宜シカラスト知ルヘシ。

被保人撰擇ノ棗附錄終

大正五年七月二日印刷
大正五年七月五日發行



編輯兼
發行人

東京市小石川區音羽町一丁目五番地

太田雅市

印刷人

東京市京橋區新榮町五丁目七番地

村田豐吉

印刷所

東京市京橋區新榮町五丁目七番地

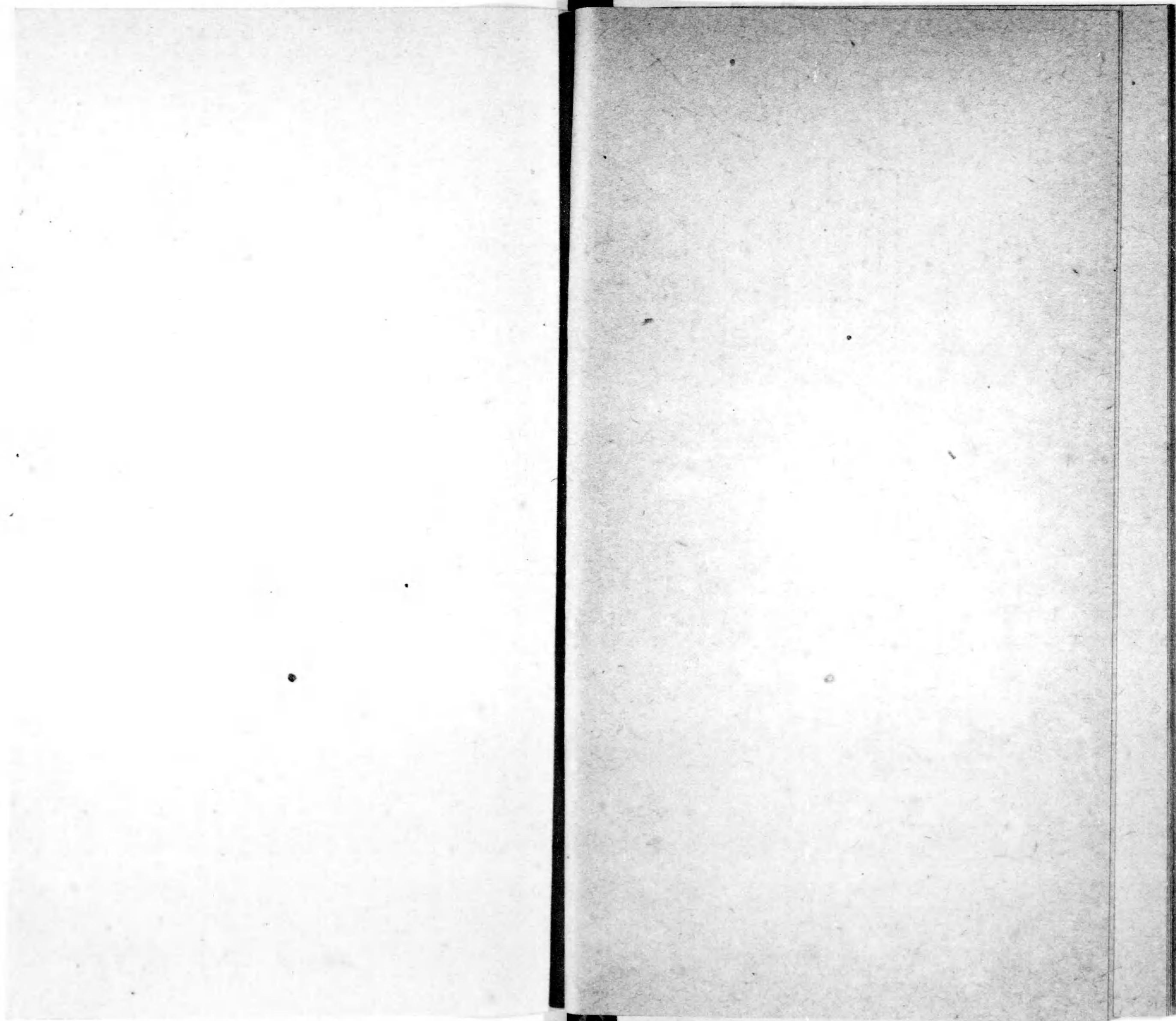
大倉印刷所

東京市小石川區音羽町一丁目五番地

發行所

保險通信社

電話番町三五四四



2
1578
1587

終

